

【総括表】の作成に関するお知らせ

令和3年分 給与支払報告書の提出の手引

④ 高山市長殿 令和4年1月13日提出

種別	整理番号	指定番号
	9000001	9000001

給与の支払期間 令和3年1月分から12月分まで

給与支払者の個人番号又は法人番号	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	9	8	7
------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

個人番号は右枠で記載してください。

フリガナ	タカヤマコウギョウ	事業種目	建設業
フリガナ	タカヤマシハナオカマチ	事業種目	建設業
フリガナ	タカヤマシハナオカマチ	事業種目	建設業
〒506-8555			
高山市花岡町2丁目18番地			
高山工業 株式会社	36人		
同上	5		
特別徴収(給与から徴収できる方)	24人		
普通徴収	2人		
退職者	1人		
計	27人		
高山 高郎			
前職分を含む場合の摘要欄の記載について	記載有・該当なし		
納入書の送付	必要・不要		
新たに特別徴収を開始			

① 【給与支払者の個人番号又は法人番号】欄
給与支払者の個人番号又は法人番号の記載が必要です。
※個人番号を記載した場合、マイナンバーカード又は通知カードの写しを添付してください。

② 【報告人員】欄
○特別徴収(給与から徴収できる方)
…在職者のうち市・県民税を給与から徴収できる方を記載します。
○普通徴収
…在職者のうち季節雇用や退職予定者などの理由により市・県民税を給与から徴収できない方を記載します。
○退職者
…令和3年中に退職された方を記載します。

③ 【新たに市・県民税を給与から徴収(特別徴収)する場合、右の「新たに特別徴収を開始」に○をしてください】欄
従業員の市・県民税を給与から徴収する場合に○をします。この場合報告人員の特別徴収(給与から徴収できる方)に人数を記載しているか確認してください。

令和3年1月1日から12月31日までの間に、給与を支払われた方は、支払いをしたすべての方について給与支払報告書を作成し、各市区町村に提出してください。

• 行政手続きの押印の見直しに伴い、給与支払報告書(総括表)について押印を要しないこととされました。

◆ 地方税ポータルシステム(eLTAX)をご利用いただくと、市区町村および税務署へ提出する給与支払報告書及び源泉徴収票を一括して作成・提出できます。
詳しくは eLTAX ホームページ (<http://www.eltax.lta.go.jp/>) 又は国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) をご覧ください。

提出先

- 在職者**・・・令和4年1月1日現在の住所所在地の市区町村に提出してください。
- 退職者**・・・退職時の住所所在地の市区町村に提出してください。

提出先の市区町村ごとに、「総括表」「給与支払報告書(個人別明細書)」1枚目と2枚目、「仕切り紙」をあわせて提出してください。

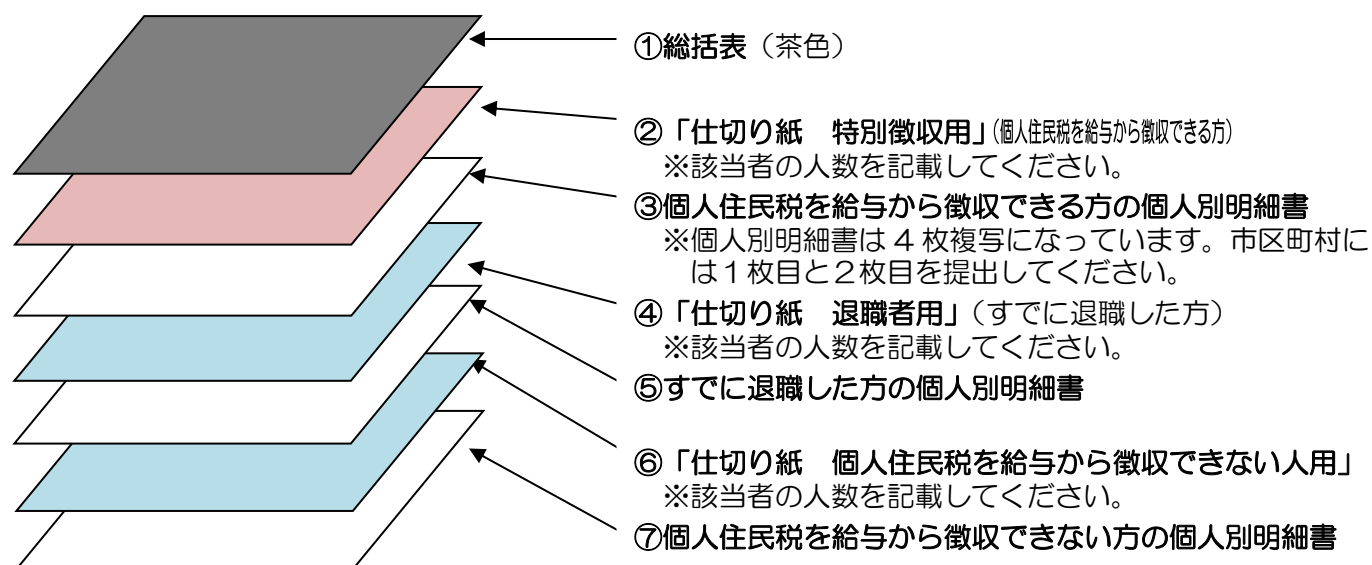
高山市の受付窓口

- 窓口にて提出**・・・税務課市民税係又は各支所地域振興課窓口(平日の8時30分から17時15分)にて職員に渡してください。
- 郵便にて提出**・・・郵便にて税務課市民税係まで送付してください。

提出期限

令和4年1月31日(月曜日) ※1月17日(月曜日)までの提出にご協力ください。

給与支払報告書の綴り方について



高山市財務部税務課市民税係

〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地

電話: 0577-35-3626(直通) 0577-32-3333(代表)

〔個人別明細書〕の作成に関するお知らせ

給与支払報告書の各欄の記入の方法につきましては、[給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引]（国税庁）をご覧ください（給与所得の源泉徴収票と同じ方法で作成していただけます）。

この書類では、高山市に給与支払報告書をご提出していただく際、特にご注意いただきたいことをお知らせします。

給与の支払いを受ける方の令和4年1月1日現在の住所又は居所を記入してください。高山市以外に住民登録がある場合は、括弧書きで住民登録地を記載してください。

The form is divided into several sections:

- 給与・賞与**: 9150000 (Total), 7135000 (Deductions), 6369846 (Net)
- 源泉徴収税額**: 0
- 控除対象扶養親族の人数欄**: 1289846 (Total), 120000 (Life Insurance), 50000 (Social Insurance), 38250 (Basic/Adjustment)
- 控除対象扶養親族**: Lists family members like 高山 花子, 高山 一郎, etc.
- 受給者生年月日**: 昭和 38 年 1 月 20 日
- 支払者**: 高山工業 (株)

支払いを受ける方の個人番号・支払者の個人番号又は法人番号を記載してください

受給者生年月日もお忘れなく記載してください

電話番号は問合せ時に使用しますので、問合せに回答できる方の連絡先を記載してください。

すでに提出した給与支払報告書に誤りが判明した場合は、誤りを訂正した給与支払報告書を作成し、摘要欄に**訂正**と朱書きして再度ご提出ください。

控除対象扶養親族の人数欄

Red boxes highlight:

- Total: 1289846
- Life Insurance: 120000
- Social Insurance: 50000
- Basic/Adjustment: 38250
- Family member details for 高山 花子 (350,000)

「(源泉)控除対象配偶者」、「控除対象扶養親族」及び「16歳未満の扶養親族」については、上部「控除対象扶養親族の人数欄」へ人数の記載、下部の該当欄へフリガナ・氏名・個人番号の記載が必要です。
(なお国内に住所を有しない場合には区分欄に○「マル」を記載)

※非居住者を配偶者控除、配偶者特別控除、扶養親族(16歳未満を含む)の対象とした場合は、「親族関係書類」と「送金関係書類」の添付が必要です。
※控除対象とならない配偶者が障害者控除の適用を受ける場合(同一生計配偶者)、「摘要欄」に配偶者の氏名を記入し、「障害者の数」に人数を記入する必要があります。
※詳細は[給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引]を参照してください。

生命保険料控除、社会保険料控除、基礎控除及び調整控除に関する項目

Red boxes highlight:

- Total: 1289846
- Life Insurance: 120000
- Social Insurance: 50000
- Basic/Adjustment: 38250
- Life Insurance details (180,000)
- Social Insurance details (100,000)
- Basic/Adjustment details (14,000,000)

生命保険料控除の控除欄には控除額を、生命保険料の金額の内訳欄には、必ず支払った保険料の金額を区分ごとに記載してください。

社会保険料等の金額には、社会保険料等及び小規模企業共済等掛金の**合計額**を記載してください。
なお、小規模企業共済等掛金がある場合は「社会保険料等の金額欄」の上段に内数として小規模企業共済等掛金の金額を、国民年金保険料等がある場合は「国民年金保険料等の金額」の欄に内数として記載してください。

基礎控除額の欄は、基礎控除が48万円の場合は記入する必要はありません。
所得金額調整控除の適用を受ける場合は、算出した調整控除額を記載してください。
※基礎控除及び所得金額調整控除の詳細は、「給与所得者の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き」を参照してください。

摘要欄に記載する事項

- 就職前に他の支払者から受けた給与を通算して年末調整を行った場合は、以下の内容を記載してください。
他の支払者の所在地・名称 / 他の支払者元を退職した年月日 / 他の支払者が支払った給与等の金額、給与等から控除した社会保険料の金額、徴収した所得税及び復興特別所得税の合計額
※複数の給与を通算している場合は、通算した合計額を記載し、支払者の名称の横に他○件と記載してください。
- 所得金額調整控除の適用がある場合には、該当者名の記載が必要な場合があります(控除対象配偶者欄、扶養親族欄に氏名の記載があれば省略することができます)。
- 租税条約に基づいて源泉所得税額の免除を受ける方については、「〇〇条約〇条該当」又は「租税条約適用」と記載してください。
- 5人以上扶養親族がいる場合は、摘要欄に5人目以降の氏名の記載が必要です。

住宅借入金等特別控除

住宅借入金等特別控除区分(1回目)	1	22	3	14	住	14,000,000
住宅借入金等特別控除区分(2回目)	140,000					

「令和3年分給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」をもとに、記載してください。

- 住宅借入金特別控除可能額欄/住宅借入金等年末残高: 令和3年の年末残高を確認し、控除可能額を換算してください。
- 住宅借入金等特別控除区分: 税法上での該当区分を確認のうえ、記載してください
- ※詳細は[給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引]を参照してください。